

月例総会議事録

1 招集日時 令和6年8月16日(金)

2 開会日時及び場所

令和6年8月16日(金) 午後1時45分

防府市役所1号館3階南北会議室

3 閉会日時 令和6年8月16日(金) 午後3時45分

4 委員氏名

(1)出席者(18名)

(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (8番)田村 正信
(9番)松田 祥治 (10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵
(13番)熊安 悦子 (14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭
(17番)藤井 伸昌 (18番)横木 勉

(2)欠席者(0名)

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
” 事務局長補佐	重村 郁子
” 農地振興係長	砂田 智子
” 書 記	福田 謙一郎
” 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第51号 農地転用事業計画変更申請承認について

議案第52号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附
則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得(農
用地利用集積計画の公告)

議案第53号 令和7年度防府市農業施策等に関する意見書(別冊)

報告第49号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第50号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第51号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第52号 農地法施行規則該当転用届について

報告第53号 現況証明書の発行について

報告第54号 時効取得について

報告第55号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

10番 貞平 克己委員

11番 池田 寛委員

午後1時45分開会

○事務局 皆さん、こんにちは。少し早いですけど、皆さん、おそろいのようなので、連日、県下のほうで熱中症警戒アラートが発令されております。くれぐれも熱中症については御注意をお願いいたします。

それでは、ただいまから、令和6年8月の月例総会を開催いたします。

本日の欠席の委員さんはおられません。過半数の委員さんが御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶いただいた後、議長として議事の進行をよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、早速、議事進行させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、10番の貞平委員、11番の池田委員にお願いします。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第48号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、保留になりました議案がありますのでお伝えいたします。

お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書1ページ、受付番号1番、保留になりました。

では、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページ、資料ですので、5ページからになります。

議案第48号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は3件になります。目的については、所有権の移転が2件、使用貸借権の取得が1件です。譲渡理由は、耕作困難が1件、相手方の要望によるものが1件、後継者への譲渡が1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、木原です。議案第48号の2は、使用貸借権の設定です。8月8日に事務局と倉重委員、原田委員とともに現地確認して、その後、聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、————の近くにあります。

現況は、資料を見ていただきますと、——と——は、水稻が作付されています。——にはビニールハウスがありまして、保全管理されている状況です。いつでも始められると思います。

渡人は受人の——でして、現在、————を——は専門でして、取りあえず——でやっていくということです。

今回、第3条における許可基準該当表に沿ってチェックいたしましたが、特に問題はないと判断いたしました。地元委員としては、本人のやる気のあることを信じたいと思います。報告は以上です。皆さん、御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案第48号の3は、所有権移転の申請です。現地確認及び申請者への聞き取りを8月9日に行いましたので、報告します。

現地は、資料11ページから13ページを御覧ください。——の北側、——から50mぐらいのところにあります。

譲渡人は、——で後継者がおらず、家の隣に住んでおられる譲受人より話があり、よく知っている人なので譲り渡すとされ、譲受人ですが、14ページの営農計画書に果樹とありますが、自宅前の農地を既に借りて、果樹各1本ずつを植えておられます。これからはバレイショなどの芋類を植えるつもりです。以前から耕作しており、下限がなくなったので、譲り受けることにしたそうです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されている理由により、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率よく利用できると見込まれます。

第4号の農作業常時従事要件ですが、日頃から農業に従事されている理由により、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案48号の4番は、所有権移転の申請です。

現地確認は、8月8日に木原小委員長と倉重委員及び事務局とともに実施しましたので、その後の調査について報告します。

資料につきましては、15から18ページになります。16ページと17ページのところを開いていただけたらと思います。

左側のほうですが、申請地は——が上のほうにあります。それから、——が右下のほうに見えておりまして、これのちょうど中間地点ぐらいにありまして、特に特徴のあるようなものは近辺にはありません。地区につきましては、——という地区になります。

申請地につきましては、草刈りによる保存管理が行われております。それから、申請地への進入なんです、17ページのほうになりますが、右側のほうが北側になるんですが、ここは宅地がありまして、——ですか。ここを通って入るということになります。

今回の所有権移転の申請は、——によるもので、西側にありますこの宅地と、それからここに家があるんですが、この家が含まれておるということでございます。

それから、譲受人から話を聞くために、現地確認後、自宅に5回訪問しましたが、——がおられるというようなことを聞いておったんですが、——を含めて面談することができておりません。

それから、電話連絡を3回したんですが、間では行政書士を介して連絡を取りましたが、いずれも留守番電話、留守電設定でされておりまして、声を聞くことはできておりません。ただ一度だけ返信メールがありまして、「実家におり電波がよくつながらないと思います。防府には——に戻る」という内容でありました。この——というのは、恐らく——のことなのかなというふうに思っております。

それから、18ページに営農計画書がありまして、内容については本人から聞くことはできなかったんですが、周りから聞いたり、行政書士から聞いた話で報告したいと思います。

まず、作目なんです、行政書士の話では、水稻の作付を考えておるということで、いつからですかと聞いたら、そこはちょっと分からないというふうな感じでした。

それから、3段目に、必要な作業及びというような項目がありますが、近所に耕作地があるのではというふうな内容が書かれておりますが、ここにつきましては、調査をした結果、数年前に、今—のほうに自宅があるんですが、ここに移られたときに、農地—筆を求められておったということでございます。

この農地については、現在—登記のままになっておりまして、耕作者はどうも前者の方、前の方になっておる、前者のままになっておるというふうなことでございます。

それから、その下に、通作の距離というふうな項目がありますが、通作には軽トラックを利用するというふうにあります、今度、今ある家とそれから今度求められる農地のところに家がありますんで、2か所に表示がなりますねというふうなことを行政書士に言ったところ、今度買われるほうに移られるんじゃないですかというふうなところで、それから—のほうにある、倉庫があるんですが、倉庫には機械類はあるということでございまして、居宅と拠点ですか、農業の拠点がちょっと違っているのかなということで、ここはちょっと未確認のところでございます。

今言いました農機具のところが5番目になりますが、これにつきましては行政書士のほうが確認しましたよというふうな内容で聞いております。

それから次に、農地法第3条2項の農地権利移動の制限に関する事項についてということで説明したいと思います。

まず、1号の全部効率利用要件について、ここにつきましてはちょっと確認が不十分で判定が難しいかなというふうに思います。それから、4号の農作業常時従事要件については、—登記の—の農地については、—筆とも稲作が行われておりまして、問題はないのかなというふうに思います。

それから、6号の地域との調和要件について、行政書士の話では、—————というふうな話で、地域との調和、これについては若干不明なところがあります。2号、3号、5号については該当しておりません。御審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○7番 7番の木原です。今回、原田さんが言われるように、調査ができていないということがまずあるんで、一月ほど保留していただいて、—帰るということなので、調査続行のほうに向いていただいたらと思います。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。確認なんです、近所に耕作地があるということでありますが、これはどちらか、事務局は把握しておられますか。

○事務局 —のほうで田んぼのほうを耕作されているということで伺っております。

○藤井会長 それは地元委員の原田さんも確認されたんでしょう。－登記が打ってある、その土地のこ
となんでしょう。

○5番 ーの――番と――、面積は、写真なんですけど、約－反ぐらいです、－反から－反ぐら
いの面積じゃないかなというふうに。特に問題なく、生育は順調であったというふうに見ておりま
す。

それから、家のすぐ、この圃場につきましては近くにあるということで確認は取っています。

○藤井会長 田村さん、何かありますか。

○8番 別にないです。8番の田村です。――とは、――があつて、いろいろ早く－登記をし
て、自分のものにしてくださいっていうふうにしておったんですけど、なかなかそれが進んでいな
い状況で、また家のそばにも畑がありまして、畑も結構上手につくられております。以上です。

○藤井会長 倉重委員、よろしいですか。ほかに御意見ございませんか。今、木原委員のほうから、
本人への確認が何も取れていないということで、確認が――にも取れるというような状況らしいで
すので、それを見て判断をしたらどうかという意見が出ましたけれども、皆さんの御意見、いかが
でしょうか。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。確認ですけど、――ということでありましたが、――
ということでありましょうか。田村委員さんとかはお詳しいかなとは思いますが。

○藤井会長 田村委員、どうですか。

○8番 私としては、そんなに――とは思っていないんですけども、1つ、1点は、今回買われたと
ころが家つきということで、二極になります。その辺がどうなのかと。本人からの意見を聞いてや
るほうがいいんじゃないかなとちょっと思ったんですけど。以上です。

○藤井会長 今の御意見をまとめますと、改めて確認してからでも遅くはないんじゃないかという意
見が出たようですけれども、ほかに何か御意見はないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ないようでしたら採決に入ります。今回、保留して、改めて確認して、採決をお願いす
るということに承認や賛成していただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。大多数賛成ということで、今回この4番につきましては、保留
という形にさせていただきたいと思います。事務局、それでよろしくをお願いします。

続きまして、議案第49号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は2ページ、資料は19ページからとなります。

議案第49号は、農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回提出された件数は1件
で、転用目的は、自己用住宅が1件です。

受付番号1は、自己用住宅です。資料は19ページからになります。農地の種別は、集団農地面積3.9haの農地で、施行令第5条第2号に該当する第1種農地です。農用地除外申請及び開発許可申請中です。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第49号の1は、申請人の農地を自己用住宅のために転用したいという許可申請です。

現地確認を8月7日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また同日に、申請代理人の行政書士及び申請人に聞き取りをいたしましたので、これらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料19、20ページのとおり、———から———を北に向かって———の下を——が通っているんですが、その———のすぐ手前の南側に位置しております。

農地区分は第1種農地なんですけれども、本案件は許可該当法令、施行規則第33条第4号、集落接続に該当しております。

今回申請している、されている農地、地目は一応田ということになっていますが、現状は数年は耕作されておらず、雑草が生えて、保全管理はされているというような状態です。

この申請の農地のすぐ北側に宅地があつて、そこに現在、自己用住宅があるんですけれども、既に築一年以上経過して、———建てなんですけれども、老朽化も進んでいるということから、今回新たに自己用住宅を、申請人とそれから申請人の——です、———でもって建てたいということです。

現在の自宅は、そのまま取り壊さないで、倉庫あるいは物置として再利用するという話でした。事業計画の内容、それから被害防除計画の内容についても特に問題点はなく、それから周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないと思われます。このような状況から、本件については転用やむを得ないというふうに考えております。

皆さんの御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。単純なミスと思いますが、24ページ、防除計画、雨水の放流先は道路の側溝になっていますが、農業用水路です。

○16番 土地改良区に確認したんですが、ここ農業用水路、ないんですよ。———のすぐ下に大きな側溝はあるんですが、そこは農業用水路かなと私も思ったんですが、後で土地改良区に確認したら、あそこは用水路じゃなくて、いわゆる道路の側溝ですというふうに言われました。その側溝のほうに浄化槽からの排水は流すということでした。

○2番 水利組合とか、下の説明は要らないということですか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 今回、申請人側からその辺、話を聞いたんですけれども、念のためということで説明をしたということで聞いております。

○藤井会長 本来ならば要らないんだけど、一応確認は取ったということで理解していただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。どうぞ。

○11番 11番の池田です。ちょっとお尋ねしたいんですが、集落接続です。これ周り、下のほう、田んぼなんですけど、集落というのは第33条の4号、集落の接続ってあるんですけど、集落の定義です。世帯数が数世帯以上あるとか、自治会の区域であるとか、県道とか川で仕切られているとか、何か集落の解釈というものが分かれば。どれでも集落に入るちゅうことになるんで、家が1軒であってもなるんでしょうか。

○事務局 そうですね。集落自体は何軒以上とかというようなことは、特に定義としてはございません。今回の場合は北側及び東側に家が建っておると、主にそういった近隣に家が2軒建っておるということで、それを理由に集落接続ということで判断しております。

○藤井会長 どうですか。

○11番 何か集落の接続の定義が国の解釈というか、何か、どこでもじゃあなるちゅうことですか。家があれば、1軒でも2軒でも。

○事務局 そうですね。主に家とかそういったものが建っておるかどうかということで、基本的にはその辺、地域性とかそういったものもあろうかと思うんですけれども、特に農村とか、そういった地区になってくると、家が密集しているというのなかなか難しい場合もございますので、そういったところの場合は近隣に家が建っておるということで判定をするという、その辺、地域性も見ながら個別にということも国としてはあるのかなと思います。

○藤井会長 よろしいですか。この件については、いろいろ疑問に思う方も、私も思っておるんですけれども、例えば家があっても、そこから田んぼ一つとか二つとか、何百mとかいう、離れとっても適用になるケースも多々あると思うんですけど、その辺のところ、厳密には何かあるんですか、うちとしては。

○事務局 そうですね。国のほうの取扱いとしては、各市町の裁量とか判断ということもあるということで、場合によっては農地とかが介在しておっても、そこは認めるかどうか、各市町の判断ということもあるようです。うちとしては、現在は建物、住宅とかが隣接しておるかとか、そういったところで判断しております。

○藤井会長 現況はそういう形だから、はっきりしたものは、特にこうと決められるものはないんですけれども、もし皆さん方、いろいろ御不満をお持ちで、はっきりするべきだということになれ

ば、また改めて、市としてはっきりさせる、対応したいと思っておりますけれども、現状はそういった形で、事務局の判断に任せておるところです。そういうことで御理解いただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第50号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、取下げと図面資料の修正をお伝えします。

お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案第50号の19が取下げになりました。

議案第50号の1及び2の図面資料30ページと38ページの被害防除計画の中の雨水放流先が修正になります。

議案第50号の17の図面資料147ページの公図、149ページの土地利用計画図、152ページの隣接土地所有者の承諾状況が差し替えになります。

また最後に、議案第50号の18の図面資料159ページの利害関係者説明状況が差し替えになります。

それでは、御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は25ページからとなります。

議案第50号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は18件です。転用の事由の内訳は、太陽光発電設備が14件、太陽光発電設備への進入路が3件、給水井戸及び進入路が1件です。

受付番号1は、太陽光発電設備です。資料は25ページからになります。農地の種別は、集団農地面積48haの農地で、———から500mに位置する規則第45条2号に該当する第2種農地です。

受付番号2は、太陽光発電設備への進入路です。資料の33ページからになります。

転用に係る3筆の農地のうち、一つの農地の種別は、集団農地面積48haの農地で、———から490mに位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

残り2つの農地の種別は、集団農地面積48haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。

こちらは、令和7年2月28日までに原状回復予定の一時転用です。

受付番号3は、太陽光発電設備です。資料は39ページからになります。農地の種別は、集団農

地面積 2.3 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第 2 種農地と判断します。

受付番号 4 は、給水井戸及び進入路です。資料は 47 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 3.2 ha の農地で、施行令第 12 条第 1 号に該当する第 1 種農地です。

受付番号 5 は、太陽光発電設備です。資料は 53 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 2.4 ha の農地で、———から 500 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 6 は、太陽光発電設備です。資料は 61 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 390 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 7 は、太陽光発電設備です。資料は 69 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 420 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 8 は、太陽光発電設備です。資料は 77 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 380 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 9 は、太陽光発電設備です。資料は 85 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 330 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 10 は、太陽光発電設備です。資料は 93 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 340 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 11 は、太陽光発電設備です。資料は 101 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 280 m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する第 3 種農地です。

受付番号 12 は、太陽光発電設備への進入路です。資料は 109 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 320 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

許可後 2 年以内に原状回復予定の一時転用です。

受付番号 13 は、太陽光発電設備です。資料は 115 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 370 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 14 は、太陽光発電設備への進入路です。資料は 123 ページからになります。農地の

種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 320 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

許可後 2 年以内に原状回復予定の一時転用です。

受付番号 15 は、太陽光発電設備です。資料は 129 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.9 ha の農地で、———から 440 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 16 は、太陽光発電設備です。資料は 137 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.8 ha の農地で、———から 370 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 17 は、太陽光発電設備です。資料は 145 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 4.9 ha の農地で、———から 480 m に位置する規則第 45 条第 2 号に該当する第 2 種農地です。

受付番号 18 は、太陽光発電設備です。資料は 153 ページからになります。農地の種別は、集団農地面積 5.8 ha の農地で、———から 190 m に位置する規則第 43 条第 2 号に該当する第 3 種農地です。

受付番号 19 は取下げになっています。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、2 番を一括上程させていただきます。地元委員さん、説明お願いいたします。

○1 番 1 番の池田でございます。議案第 50 号の 1 は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備で設置するために譲り受け、転用したいという申請です。

また、50 号の 2 は、譲渡人と同一の方の農地を譲受人が借りて、太陽光発電設備への進入路とし、令和 7 年 2 月 28 日までに原状回復するという申請でございます。

現地確認を 8 月 9 日 9 時 15 分から事務局 2 名と石川小委員長と私の 4 名で行いました。

また、関係者への聞き取りですけれど、8 月 9 日の午後、行いましたので報告いたします。

資料は 50 号の 1 は、25 ページから 31 ページです。50 号の 2 は、33 ページから 38 ページでございます。

現地は———から東に約——m のところです。

本人は——となりまして、機械もなく、草刈りなどもきつくなつたので、維持管理ができないので、売ることとされたそうです。また、出張所からぎりぎり 500 m ということも、恐らく関係あると思います。

被害防除計画書の中に、先ほど訂正がありましたが、雨水の放流先です。30 ページです。これは行政書士さんにも、それから工事の施工者にもお伝えしました。ちゃんとれっきとした農業用

排水路ですので、きちんと管理していただくようにということです。

また、29ページの北側ですけど、防草シートを敷くとあります。これを聞きますと、この地域から少し西側の件で最近出ておりますけど、管理について担当者と何度も私、やり取りしまして、私はスムーズに伝えたつもりですけど、向こうが理解できなくて、何度も電話してこられまして、今回草刈り作業を少なくするために、そうされるということです。

しかし、溝さらいはちゃんとしてほしいということで、これは伝えましたし、自治会長さんとも相談されまして、———ことになったそうです。

工事施工者の方には、くれぐれも約束はきちんと守ってくださるよう、また、近隣の方にも迷惑がかからないようにということでお願いいたしました。

35ページを見ていただきますと、宅地のところにこの方の土地があるんですけども、それから直に行けば近いんですけど、段差がかなりありまして、石垣が組んであるようで、平らなところを通るようにされたようです。

また、25ページにありますように、ここは第2種農地です。以上で報告を終わります。皆様方の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

この地域は集団農地面積としては50ha近くあるんですけども、出張所があるという関係で2種に下がっておる農地として、そのため、今回出張所が将来的によそに移るということで、駆け込みでこういう事態になっておると思うんですけども、そういう予定があって、1種農地になる可能性があるところを、この状況でいいのかなという思いは、私としてはあるんですけども、どうなんですか。事務局、これどうしようもないんですか。

○事務局 2種農地の種別の判定は、やはり移転後という形になりますので、現時点では難しいところでは。

○藤井会長 今の状態、ほっとってから、このまま太陽光の転用が進んで、この地域が真っ二つに分かれたら、本来なら1種農地になるところさえ、また1種農地にならずに残ってくるような可能性も出てくるわけですから、分断されると。果たしてそういうのは将来的にいいのかどうか、疑問に思うんですけど、現状、どうしようもないというものはしょうがないんですけど、皆さん、何か御意見ありませんか。

いつ完了するんですか、これ移転は。

○事務局 令和7年度中に移転予定だということで伺っています。

○藤井会長 移転が完了すれば、地目はその時点で見直しということ。

○事務局 そうですね。移転して、さらに設置の条例といいますか、そちらのほうも変更が完了した

段階で、こちらとしては場所が変わるという判断になります。

直近で言いますと、小野のほうでおとしですか、移転がありましたけども、そのときも同じく、議会で承認後という形にはなりますけども、その段階で出張所の距離の見直しを行うというような形になります。

○藤井会長　　こういうケースは大道にもこれいづれ当てはまってくると思うんです。大道の公民館も移転の話も出ておるようです。どこに出すか分かりませんが。現状、次から次にこの地区については出てくる可能性大ということですよ。

○事務局　　そうですね。農地種別とかも結構、いろんな業者から日々照会が来ますので、そういった際に出張所の移転等についても問合せを受けることが多いんですけども、恐らくあと1年前後ぐらいということで、今後もちよっとある程度、可能性はあるのかなと思います。

○藤井会長　　私も勉強不足なんですけど、この地区の地図、例えば34ページ見ると、広大な面積があるんですけども、これ現状はみんな耕作されておるんですか。1種に残したら、また耕作される方がおられないと、また同じようなことになるんで、現状はどうなんですか、そこら辺は。

○1番　　1番の池田です。ほとんど、十何年という間、管理だけ、草刈りの管理だけだったんですよ。それとか、先月だったかな、出ましたところ、先々月かな、出ましたところとかは、この地域なんですけど、公社のほうにお願いしていらっしゃったけど、あと管理のしてがなかったというんで太陽光——これはまた今からまた出ると思うんです、これは。

私がちょっと気になりますのは、今の時点でこのあたり、ほとんど出ているんですけど、移転したらその先でまた農地がなくなるんじゃないかなと。その後にも、移転先のほうにも500m以内にかんりの農地がありますので、それもちょっと気になります。

米を作っても合わない。作りたいけど、もう農機具が買えない、高額で。それよりも米を買ったほうが安いと。幾ら米が高くなったと言っても、何百万円の農機具を買うよりは、トラクター1台を買うよりは、トラクターだけじゃ済まないです。お米を作れば、全部一連の機械が要りますので、多分その辺で断念されると思うんです。公社にお願いしても、なかなかうまくいかないようなところですよ。

○藤井会長　　ということは、これ1種に残しても、それを1種としてちゃんと利用できるかどうかというのは、甚だ疑問な土地ということなんですね。分かりました。特に手だてはないということです。

この件に何か御意見ございませんか。なければ先に進みますけれども、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　　御意見ないので、採決に入ります。1番、2番、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案50号の3番は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備設置のため所有権を移転し転用したいという申請です。

現地確認は、8月8日に木原小委員長と倉重委員及び事務局とともに実施しましたので、調査も含めて報告します。

資料につきましては、39ページから45ページとなっています。40ページ、41ページのところを開いていただいたらと思います。

申請地につきましては、上のところ、――があって、流れておりまして、そのすぐ南側にある2種農地で、――という地区になります。

申請地は、昨年まで稲作が行われていましたが、現在ではトラクターによる耕うんによる保全管理が行われております。

それから、申請地に隣接する東側、――、それから西側の――、それから南側の――につきましては、既に太陽光発電の設置が行われておりまして、田んぼ及び太陽光発電がされているというところで、北側の――がありますが、このみ稲作が行われておりまして、南側の――については保全管理となっております。そういったところでして、周辺の所有者や、農地所有者からについて、意見とか要望については、ほとんど出ていないというふうな状況になります。

関係者の説明につきましては、45ページに説明状況ということで載っております。審議、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18番 18番、横木です。議案第50号の4番は、譲渡人の農地を給水組合が譲り受けて、井戸設備及び進入路に転用したいという申請です。

ヒアリングを8月8日に行いましたので、その結果を報告します。

現地は、資料の47から48ページにありますように、防府市内から――に入ってすぐ――があります。その北側です。

49ページを参照してください。譲受人に話を聞いたところ、昔はって、以前は、49ページの

水って書いてあるところは、左下の水っていう資料があるんですけど、これが——ですけど、以前は狭くて浅いということで、すぐそばに——があります。そこに氾濫して上がっていたということで、私も何度かそうなった状態を見ていました。そういうことで、平成—年に県に依頼して、この——の拡張と深くする行為になりました。

また、深くすることで、そのあたりにある家庭は全て井戸水ですが、その井戸が枯れるということで、県のほうがこの——のそば2か所に井戸を掘って、2本掘って、それを各家庭に送っていたという状況でした。

それで、平成21年の土石流の災害のときに、その給水、2本から取っていた給水が濁って飲めないということで、防府市の水道局にも相談されて、県と、——ですけど、譲渡人の——になります。その方が地番の、49ページの——、分筆されたところ、—になっています。その——、左のほうに水って書いてありますが、それは——になります。土手のすぐ下のほうで井戸を掘られたと。その井戸は今も使用されています。通常は井戸設備の草取りとか水漏れのないかという点検でしたが、51ページをちょっと見てください。この分筆された——には、——寄りに井戸設備がありますけど、そこから田んぼの地下を通して、地下に水道管と電気配線と書いてあります。それが農地を譲り受けることで、埋設された水道管、電気配線の保守点検が容易になりますということです。

最後になりますけど、この井戸設備は違反転用ということで、——で始末書が提出されているそうです。

次に、この案件に関わる農地法の許可基準について説明します。

資料の47ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則転用することとは許可されませんが、この申請地は、住宅が連帯している場所にあり例外規定であります。農地法施行規則第33条第4号に該当するため、許可基準を満たしております。

また、一般基準の転用の確実性についても問題ないと判断します。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第50号の5の許可申請は、譲渡人の農地を譲受人が譲り受けて、太陽光発電設備のために転用したいという申請です。

現地確認を8月7日に事務局2名及び末廣委員と行いました。また、8月7日に譲受人に電話で聞き取りを行いましたので、それらの結果について御報告をいたします。

現地は、資料53、54ページのとおり、———の———より西へ約——mほどのところに位置しております。

農地区分は第2種農地となっておりますが、これも施行規則第45条第2号、———より——mというところに位置する農地になります。

今回申請されている農地の周辺、特に南側は先々月、太陽光発電設備のための申請が出ておりました。東側については、既に数年前に大型の太陽光発電が設置されております。

今回の申請されている農地なんですけれども、数年前より耕作はされておらず、維持管理に苦労されていたようで、今回、ようやく話がまとまったということでした。

周辺が既に太陽光発電になっているということから、今回の転用もやむを得ないのかなというふうには思っております。

隣接の土地所有者のほか、自治会長等への説明状況については、60ページのとおりでありまして、その他、事業計画等についても特に問題点はなく、周辺農地等に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないと思いますので、転用もやむを得ないというふうに考えられます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、5番から12番までを地元委員さんにまとめて説明していただきます。御意見があったものについては、単独で採決したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○1番 1番の池田でございます。議案第50号の6から12までの7件を一括して報告いたします。

それぞれの譲渡人の農地を譲受人が譲り受け、太陽光発電設備を設置するという案件です。そして、12は進入路の許可申請でございます。譲受人も、それから行政書士の方も全て一緒の方です。

現地確認を8月9日9時15分からですが、4名で行いました。また、関係者への聞き取りを8月8日から13日の間に行いましたので、報告いたします。

資料は61ページから108ページまでです。

場所は、———から東に——mから——mくらいのところでまとまっています。

61ページを御覧ください。この図面を見ながら説明していきたいと思います。

このあたりは全体的に――でして、50号の8とか50号の7、6、このあたりは、まだその上のほうはいいんですけど、このあたりはセイタカアワダチソウですけど、南に下がるほど、ガマの穂なんかが生えております。

長い間の管理、管理は草刈りをされておまして、だから緑地には、最初のあたり、していたこともあるんですけど、注意して、結構、刈ってくださったりして、何とか白地にしてたんですけど、管理はされておりました。

50号の9と10は――50号の10です。あの方は公社のほうにお願いしていらっしゃいましたけど、時々草が刈ってありまして、皆さん――で維持管理が難しくなって、またソーラー会社よりの手紙の呼びかけとか、それから反対に持ち主さんが問合せされたりとかで、話がまとまったそうです。

6、7、8は、以前からネットで、皆さんも御存じの方もいらっしゃると思うんですけど、――と出ておりました。ふだん管理は年に1回は草刈りをされてたのを私たちも見ております。

――ということでちょっと気になりましたので、また、方々から話も出てきまして、事務局からこういう話がありますよと言われるたびに一応対応してたんですけど、とにかく電話の対応は現地を見てくださいということにしておりました。この牟礼地域の方とか、近い方は一緒に行ってみたりもしました。

本当にまとまった土地ですので、いいような気はするんですけど、そばに土塀がありまして、その土手が結構高いんです。土手の上に水路もありまして、それから土手の西側には細い道があります。あの細い道は、軽自動車を通れるくらいの道です。恐らく昔は耕運機でできたようなところですよ。坂を越えて50号の8に下りようになっています。だから見られた方も、いや、これはちょっと大変だねということで引かれていました。そういう方が数人ありました。

それとか、――のほうで無農薬でやってらっしゃる方が、探していらっしゃるときには、やっぱりここも連れていきまして、ところが水田が結構まだあるもんですから、ドローンで農薬を振ると近所の方が言われて、これは駄目だということで引かれました。今回、失礼ですけど、業者の方に聞いてみたら、――そうです。

50号――それでその道も狭いからお話ししたんですけど、現地を見てますので大丈夫だということで、担当の方は、鉄板を敷いたりして、傷まないように配慮し、万が一壊したときには原状回復をするそうです。これはほかの地域でも、山口県内であって、やっぱりちゃんと回復したという実例もあるそうです。

50号の11ですけど、最近草丈がどんどん高くなってきまして、推進委員さんととても気にし

ていたところです。片方の方は私もパトロールのときにお会いしたんですけど、もう現在施設のほうに入っていらっしゃるのじゃないかなと、何回訪問しても出会えません。

それぞれ隣接土地所有者の承諾状況ですけど、丸が多いので、ちょっと行政書士さんに、よく歩かれましたねと聞いたんですけど、そしたら、以前は自分の足で歩いてたけど、細かい要望があって、なかなか自分がまた又聞きで伝えるのも大変だからと、最近はまだ直接施工者の方に聞いてもらったほうがいいのではということで、お願いされているそうです。これは本当にいいんじゃないかなと思います。

周辺にはまだ水田も残っていますので、やはり水路の清掃とか赤線ですか、赤道とかの管理、これも50号の9と10のあたりはもう鬱蒼と土手に木が生えています。先月出たところは、その東側の道のそばですけど、あそこはきれいに、まだ大きな木があったんですけど、きれいに刈ってあります、切ってありましたので、行政書士さんに言いまして、今生えている木は恐らく誰でも切れるような、鬱蒼としてはいるけど、誰でも切れるような木ですから、業者に頼まれれば一瞬のうちにきれいにされますよということを伝えておきました。それはしっかり言っておこうということでした。

進入路ですけど、これは以前は50号の10の一番南側に進入する、田んぼへ下りる道があったんです。古い地図を見ますと、そこにありますが、現在、そこがもう木で埋まっていますので、進入路がないから50号の12を借りられて、了解を得られて、そこから入られるようにされています。

これは許可後2年以内に原状回復という条件でございます。2年というと、さっきもありましたけど、結構な期間が、日にちがあるというか、まだほかはどうかなとか、嫌な感じがするんですけど。この方は、50号の12をお持ちの方はきれいに、土手のほうまでいつもきれいに管理されています。そういう方です。

この図面の左端のほうにはやはり水田があります。だから水路はきちんと残して、きちんと水が流れるようにしてくださいということは言っております。やはり大雨とかありますと、昨年でしたか、ひどい集中豪雨があって、このあたりが壊れたという話を聞いておりますので、やはり耕作もなかなか難しいところなのかなと思っています。ただ作られる方もいらっしゃるから、やればいいのかと思います。そんな感じですけど、やはり高齢化の波が押し入っているのかなというふうに思います。

50号の9の北側のほう、ずっとあの上のほうは水田があります。耕作されています。50号の8の北側のほうは耕作されていないけど、先月見ましたら、きれいに草刈りして耕うんされています。以前は――で、ずっと――がこのあたり――にしていらっしゃいました。それも以前は見えておりました。今は管理だけのようになります。以上でございます。皆様、御審議よろしく

お願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、何番のことについてか言われた上で、意見をお伺いしたいと思います。どうぞ。

○5番 5番の原田です。一つ確認ですけど、同じ業者で低出力の発電所ということで、結構引っついていてところがありますが、その辺の説明をお願いしたいと思うんですけど、9号と10号、それから6号、7号、8号と、6号と7号の下地に斜線が引いてあって、これ議案ではない圃場になるんですけど、斜線が引いてあるということになると、太陽光か何かかなと思うんですが、その辺の接するところのこれ採用できる、許可できる事由みたいなのが分かればお願いしたいなと思います。

○藤井会長 事務局、説明してください。

○事務局 まず、6、7、8号に関してですけれども、こちらに関しては、まず71ページを御覧ください。間に赤線が入っておるということで、これでそれぞれ隣接していないという判断なのかと思われま。

次に、9、10に関しても同じで、これも87ページ、御覧いただければと思うんですけども、間に赤線が入っておると。あとは11、12に関しても—9、10に関してはそういった判断です。

あとは先ほど斜線が入っているところということでお話があったんですが、これ6番の下、6番の南側のところということであれば、ここに関しては先月、資材置場で転用が出たところになります。よろしいでしょうか。

○5番 ————があります。これも資材置場。それから、水って書いてある水路です。ここが境界線になるかと思ひます。

○事務局 恐らく法定外公共物が入っておるところに関しては、隣接ということで判断していないということだと思われるんですけど、直接このあたり、農業委員会のほうで判定をしておらるので、実際のところは、あくまで推測というところにはなってしまうんですけども、あとは、———に関しても資材置場、先月、転用が出たところになります。

○藤井会長 ———と———、——、——が——転用が出たところですね。

○事務局 そうです。

○藤井会長 ——は違ひうか。——も転用。

○事務局 そうです。——も転用です。

○藤井会長 よろしいですか。その隣接しとるかしていないか、赤線が入っているか入っていないか、どこが判断するんですか。ここ事務局、関与していない。

○事務局 そうです。事務局としては関知しておりません。

- 藤井会長 申請出しました。
- 事務局 恐らく設置の際に、中国電力などに申請を出しておるはずなので、F I Tとかだったら経済産業省とか、間に入るんですけれども、恐らく中電とかに申請出した段階とか、今回のようなものに関しては非F I Tの案件になりますので、そのあたりは、恐らく中電とかそのあたりの関係になるのかなと思われるんですけれども。
- 藤井会長 だから、どこが許可出すわけ。隣接じゃないとか、どこが判断するわけ。
- 事務局 ちょっと非F I Tの案件に関しては、こちらのほうでは。
- 藤井会長 どこが認めたかどうか分かんやいけんやろう。基本的にくつついとっちゃ駄目なわけでしょ。うちの権限じゃないにしても、どこが許可出すんですか。ちょっとそれ確認してください。業者が建てたい、いいですよ、いけんですよというのは、どこが判断する。ちょっと確認してください。じゃあまた改めて回答しますから。
- ほかに何かございませんか。どうぞ。
- 11番 11番の池田です。今ちょっと話が出ました事業計画書、全部、固定価格買取制度のF I Tじゃなしに非F I Tです。それ買い取る、どういうふうになるのか分からないということですか。
- 事務局 買い取りに関しては書類が出ております。今回の場合でしたら、————の関連企業である————に売電をすると、————のほうは特定電気小売の資格を持っておりますので、自分たちで電気を販売できるというような流れになっております。
- 11番 私、ちょっと新聞に出ていたんですけど、経済産業省、5日です、8月5日、農地を利用した太陽光発電事業20社に対し、農地法違反などがあったとして、国からの交付金を一時停止したと発表したというふうに出ておりますけど、これF I Tです。F I Tの交付金を停止する、こういうことに。
- 事務局 そうです。それに関しては、恐らく記事のほうにもありますが、F I Tの関係です。今回のものはF I Tではないと。
- 11番 その業者は公表されていないということですね。
- 事務局 そうです。公表はされていないかと思います。
- 11番 違反があった、営農型のほうですけど。
- 事務局 それに関しては、ちょっと私も一部記事を見た程度なんですけれども、中には森林法とか、そういったことも記載があったので、もしかしたら、農地法とかまた別のところでも違反とかがあったのかもしれないですが、ちょっとその辺、詳細が公開されておりませんので、そこは何とも言いかねるのかなと思います。
- 藤井会長 今あった話は、基本、営農型に関しての記事でしょう、あれは。

○事務局 そうですね。主に営農型の話です。

○藤井会長 主にとって、営農型じゃなくても、それで違反が上げられとるわけ。

○事務局 すみません。営農型の話です。

○藤井会長 だけじゃね。

○事務局 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。特に個別の御意見がなかったので、一括で採決します。6番から12番まで承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番から12番、承認いたします。

続きまして、13、14を地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。議案第50号の13は、譲渡人の農地を譲受人が太陽光発電設備を設置するために譲り受け、転用するという案件です。また14は、そのための進入路で、許可後2年以内に原状回復するという申請です。

現地確認を8月9日、引き続いて4名で行いました。

工事施工担当者には、それと行政書士さんも、先ほどからずっと一緒です。8月9日から13日の間に聞き取りを行いました。場所は、——から東に約——mのところ です。

資料の115ページを御覧ください。持ち主の皆さん、やはり——で維持管理が難しくなって、声をかけられて、それに応じられたということです。

14は、進入路の一時転用です。これは——と——は持ち主が一緒でありまして、ふだんもそこを道に使っていらっしゃったようで、水路のそばに狭い道があります。それを広くこのたび使うということです。

これは、やはり水路もありますので、——に説明され、相談されましたら、——ということで、そのようにされるそうです。

承諾状況ですけど、122ページを見ますと、すみません、お名前言わせてください。——が——方で、なかなか本人に会えないみたいですし、投函されても返事がなかったという感じなんですけど、私もパトロールで行きまして、何度かあそこへは足運びました。それでたまたま——がいらっしゃって、——に資料を渡しました。アンケートの資料を渡しましたら、家まで持ってきてくださいました。だからふだん会おうかなと思ったら、なかなか難しい方かなと思います。

やはり出張所から500m以内ということで、今回、2種農地で許可が出ております。2種農地

すみません、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔賛成者举手〕

続きまして、１５、１６、１７番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明お願いします。

譲受人は全て同じ業者です。先ほどからあるのと全く同じ業者です。１３日、事務局と関谷委員さんと一緒に現地を確認しております。それから、聞き取りは１３日に行いました。現地は、——から東へ——m離れたところにあります。

どの方も——で、——になって、ここ数年、農作業をしていないということで、耕作放棄というか、草刈りだけをしている状態です。特に１５、１６番については、——の
で、——が時々来て、草刈りをするという状況で、聞き取りも代理人と書いてあったんですが、車があったから寄って見たらちょうどいらっしやった、そういう状況のところですよ。アンケートを聞いて歩いたときも、とにかく手放したい、幾らでもいいから手放したいという方がほとんどでした。

—地区で数少ない担い手だったんですが、——、ちょうど行ったときも、1回目はお留守で、2回目行ったら、———というところで、—全体、そういう感じになっているんですが、ここも1種農地に近いところですが、特にこの地域、さっき池田さんから説明があったところも併せてなんですが、1種農地になっておる、ミカン園があるために1種農地ということで、水田等は僅かしか耕作されていない地域になります。

– 22 –

ような感じであるんですが、そこ個人の土地ですんで、通ることができません。もし通るんだったら、転用を出してくださいよという話は、行政書士としているんですが、取りあえずは行けるところまで行って、車を置いて、手で運ぶという説明を受けております。

151ページの図面があるんですが、——、宅地になっていますが、こちら側から搬入することになっていまして、ちょうど名前が——と書いてある名前があると、ここへ三角形の土地があるんです。本人も知っとっちゃないんじゃないかと思いますが、あとこれ水、川があつて土手が、広い土手がありますので、その土手に止めてできないことはないという判断をします。一応手で搬入するというふうに聞いております。説明は以上です。皆様の御審議、よろしく願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15、16、17、承認いたします。

続きまして、18番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案50号の18は、太陽光発電設置に関する案件で、議案書の153ページからです。現地確認を8月7日、事務局2名と原田委員と私の4名で行いました。また譲渡人、代理人には8月9日に聞き取り調査を行いましたので、その結果を報告します。

場所は、市役所の——から北西に——m、非常に近いところです。この土地は、譲渡人が5年前までは耕作依頼して作ってもらったんですが、あの方がもう作らんようになったということで、耕作放棄地のようにしておる。近隣の耕作者から、——ことで、いろいろ苦情が出ておったところ、太陽光発電の会社から2年ぐらい前に話をもちろて、売ることにしたということです。

次に、利害関係のほうですが、今日、訂正をもらったというんで、3枚目に、159ページ、訂正は159ページです。利害関係説明状況というのがあるんですが、その中に隣接者、下の段、隣接者の1、別紙というふうになって、訪問説明、別紙、これは水利組合、——ですが、この方は御存じの方は多いと思いますが、——です。——ですが、この方と太陽光の会社といろいろ条件をつけて説明をしたり、やり取りをしたようです。

それが次の最後の裏のページに出ておりますが、そういうのは今まで耕作放棄しとって、大分苦情になってきて、赤い線が引いてあるところが今回、草は年2回刈れと。水路の掃除をせと、除草剤を2回ほどまいてきれいにせということなんです。これ雨が降ると右下のほうに黄緑色と緑色があると思うんですが、そこから水があふれるんです。そこへU字溝を止めと、下へ水流せというふ

うなことを、太陽光の会社をお願いして、そういうことをすることにしたんです。

———というのがあるんですが、入り口になるんです。これ進入路ということで、今回、一緒に購入をするということになつとるようです。こういう関係で、太陽光発電をするのは仕方ないかなという気がいたします。皆さん方の御審議のほどお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、18番、承認いたします。

続きまして、議案第51号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書は9ページ、資料は167ページからとなります。

議案第51号は、農地法第5条による事業計画変更についてです。

今回提出された件数は1件です。

受付番号1の変更内容は、太陽光発電設備のパネル枚数を追加し、向きを修正するものです。

農地区分は、集団農地面積5.8haの農地で、大道出張所から270mに位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の末廣です。議案51号の1ですが、167ページ、6月にたくさん、11件の申請が一度にあった関係の中の1つなんですが、その中で8月9日に———のほうの担当者にお話をお伺いしました。前回の申請より容量を増やしたいということなんで、容量を——kWほど増やすと。パネルを——枚増やすんですが、特段大きな問題はないと私も思ったんで、そのままそうですかということでお話を伺いましたんで、皆さん方の判断を、審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。事務局、付け加えることないですか、今の説明で。ただ枚数を増やすだけの申請なんです。

○事務局 今回はもともとの枚数が、もともと——枚設置だったのに対して、容量を追加したいということで——枚、——枚ほど増やしたということに加えて、パネルの向きを変えられたということで、こういった場合、事業計画変更が必要になりますかということで、今回、業者のほうから相談がありました。

一応、パネルもある程度増えるのと、向きも変えられるということで、地元の方にも説明の上で、事業計画変更提出してくださいということで、175ページ、176ページありますけれど

も、周辺への説明状況、こちらも改めて御説明いただいたということで回答いただいておりますので、補足としては以上です。

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。どうぞ。

○2番 2番、石川です。素人で大変申し訳ありませんが、パネルの枚数増やして、容量は増えているんですが、パワコンは49.5のまんま、あの辺はちょっと意味がよう分からんのですが。

○藤井会長 事務局、答えられれば教えてください。

○事務局 ちょっと専門的なことは我々もあまり詳しくはないんですけども、基本的には低圧ということではあるんですけども、やはりパネルを増やしたほうが、ある程度発電効率はよくなるというところはあるようです。

もともとが低圧としてはパネルの枚数が確かに一般的には、多分申請自体を150、60ぐらい置いているのが一般的には多いのかなと思いますので、もともとの申請がちょっと少なかったのかなというのは感じるころなんです。

○藤井会長 何か分かったらまた教えてください。勉強してください。そういうことです。
ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、議案第52号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第52号を御説明します。

議案書は10ページからです。

議案第52号は、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第19条農用地利用集積計画の公告についてで、令和6年8月26日公告予定の利用権設定が2件提出されております。

この件の集積面積は3,015m²で、利用権の内訳は、所有権の移転が1件、使用貸借権の設定が1件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、基盤強化法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、地元委員さんとして何か説明が必要と思われる方、意見をお伺いします。

1は所有権の移転ですね。2は貸借権の設定ですけど、ここに新規って書いてないということ

は、更新ですか、これ、ということです。

何か御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということ、５２号、承認いたします。

続きまして、議案第５３号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案第５３号は、国、県に対する令和７年度農用地利用等最適化推進施策の改善に関する意見書についてで、資料は別紙になっております。農業委員及び推進委員の皆様から寄せられた意見２項目を次年度に向けた農業施策の改善意見として上げております。

内容については、１、水田活用の直接支払交付金の見直しとして、水張りによる現行の耕作作物への影響が発生する場合は、水張りルールを適用外とする。

水張りが５年に一度実施されなくとも、担い手等による集積が実施され、水田としての機能が復活した時点で交付金対象とする。

２つ目としまして、資材価格や燃料価格の高騰に対する多様な農業を担う者等への支援として、担い手だけでなく、資材価格や燃料価格の高騰の影響を受けやすい中小規模の農業経営体も含めた、機械の修繕や設備設置への費用助成制度を創設すること。

以上を、本委員会から国、県への改善意見として提出するものです。以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

２番目の燃油高騰対策について、私もこの間から県、中国農政局にも要望出したんですけども、施設園芸でヒートポンプを使っておる方、あるいは普通の暖房機ボイラーを使っておる方、これ使う時期は冬場だけなんですけども、動力使うと基本料金をずっと一年中払わなくちゃいけないということで、これはかなり負担になっとるわけですし、一方、水稻に関係ある部分では、秋の乾燥機の使用料なんかは農事用電力として季節で契約ができるんですけども、施設園芸に関してはそういうことがないので、これも各電力会社によって扱いが違うということで、何とか中電に要望出してほしいということで依頼をしたんですけども、県も中電の方にも当たってくれたみたいですけども、よい返事が結果的にもらえなかったということで、結果的に何も変わらないということです。

その辺は仕方ないかなという思いがありますけども、あと燃油に関しては、一応燃油高騰対策金というのを施設園芸されとる方には加入できとるわけですけども、これは引き続き続けてもらうといった上で、さらなる要望をお願いするという形になっておりますので、その辺、御理解の上、検討してください。

何か御意見ありませんか。どうぞ。

- 1番 1番の池田です。1番の水田活用の直接支払交付金の見直しというんですけど、一般の人にも関係あるのかなと思うんですけど、酪農家とか、やはり畜産農家は広大な土地を借り受けて牧草作ってますよね。それで、5年に一度、これを聞いたときに私、うそだろうと思ったんですよ。こんなことができるわけないでしょうと。

うちもやったことあるんですけど、飼料米を、長年牧草作っていたところに飼料米を4反ぐらい植えたんですけど、ほとんどヒエばかり生えて、それから除草剤が効かないと。モグラの穴とかあって、水も張れない、そんな状況です。

そういうのを経験しているから、私たちも太陽光の話が出まして、もう極端に言ったら未練がなくなるんですよ、そういう牧草を作らなきゃという。5年に一回、水張りしなさいっていても、水が張れないような状況。国は何を考えているんだろうかと思って、やったこともない人がそういうことを考えて、皆さんに強制するというのはおかしいんじゃないかと。

畜産農家の人は、本当に困ると思うんですよ。実際、——になるけど、40町からとか、相当作ってらっしゃるところも、もうやる気なくなりますよね。私たちも本当、ソーラーになってもしょうがないなと思って、自然に身を引くようになります。

だから、こういうことを国が真面目に考えてするっていうのは本当におかしい。農家のことをほとんど考えてないなと。農業しなさい、農地を守りなさいと言っても、言うだけで、実際どうやって守るのって聞きたいですよ。

今日も随分出ましたけど、本当は私は、あそこに牧草を植えてほしかったんです。植えてあげるよと言う人もおっちゃったんです。だけど、やはり水を張りなさいとか言われたら、水の経路も分からないところのそういう、私、——のほうまで行って、堤も壊れてるっていうようなところに、どうやって水張れ言うんだろうかと思います。そういうふうなの、やる気満々の人がおっちゃったけど、その人に任せるちゅうことも無責任にできないですよ。こんなことが多分全国で起こっていると思うんですよ。

私、すごいうれしかったです、こういうふうなのを出していただいて。私はどういうふうにまとめていいか、ちょっとよく分からなかったんですよ。——はがっくり来とるし、そんな感じで、でもこれを見ましたときに、本当にうれしかったです。ぜひ、要望を出してください。お願いします。

- 藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

今の水張りの件につきましては、これは全国からいろんな意見は当然出てきとると思いますし、国も考える視点も持ってほしいんですけども、今回、うちが出す要望というのは、ある程度、国の決めた方針が変わらないのは仕方ないなという一面もあるにしても、現場に即した対応をしてほし

いと、現場の声が反映できるように影響のある部分を外してほしいとか、そういったお願いならば、もっと具体的に踏み込んで対応してもらえないかっていう思いもあって、こういう書きぶりにしていますので、本来は全体的に反対の意見は多いと思いますけれども、うちとしてはこういった具体的なものを提案して、少しでも理解を得られるようなことをしたいという思いですので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第53号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで承認いたします。

続きまして、報告事項が49号から55号までございます。目を通していただいて、何か御意見があれば伺いたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、以上で議案審議を閉じたいと思います。

午後3時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年 8月16日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員